

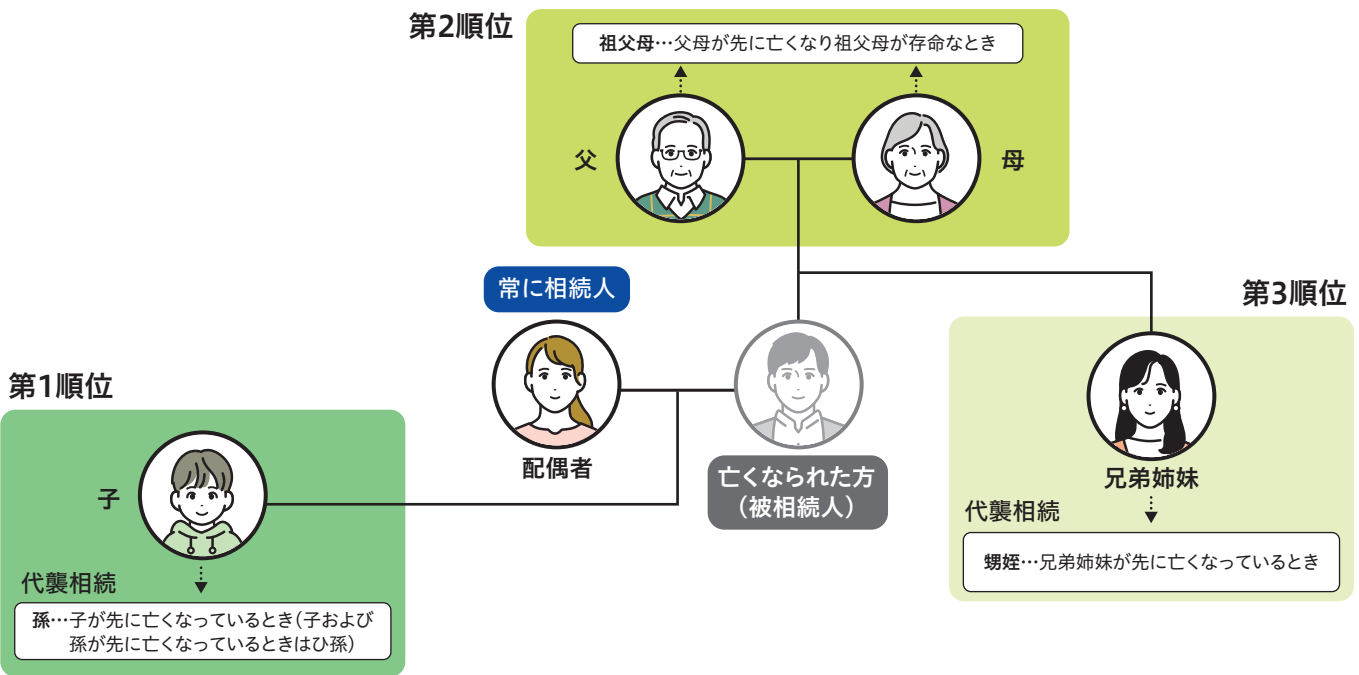
# 法定相続人について

## 1.法定相続人とは

民法では相続の権利を有する人を「法定相続人」と定めており、通常はこの法定相続人が遺産を承継することになります。

遺言書がない場合や、遺言書が一部の遺産の分け方しか決めていない場合などは、民法の定めに従って相続人を特定し、遺産の分割方法を決めることになります。

法定相続人の範囲は、常に相続人となる配偶者に加えて、「第1順位の相続人がいない場合、第2順位の相続人」、「第1順位・第2順位の相続人がいない場合、第3順位の相続人」と順番に移動します。



## 2.相続人の確定順序

| 配偶者  |              | 配偶者は常に相続人となります。                                                                                          |
|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1順位 | 子            | 実子・養子、嫡出子・非嫡出子にかかわらず、すべて相続人となります。                                                                        |
|      | 孫            | 子が被相続人よりも前に亡くなっている場合に、その子に代わって相続人となります。                                                                  |
| 第2順位 | 父母           | 第1順位の相続人(子または孫)がいない場合に相続人となります。                                                                          |
|      | 祖父母          | 第1順位の相続人(子または孫)がいない場合で、かつ父母がともに亡くなっている場合に相続人となります。                                                       |
| 第3順位 | 兄弟姉妹         | 第1順位の相続人(子または孫)および第2順位の相続人(父母または祖父母)がいない場合に相続人となります(異父母の兄弟姉妹を含む)。                                        |
|      | 甥姪<br>(一代限り) | 第1順位の相続人(子または孫)および第2順位の相続人(父母または祖父母)がいない場合で、かつ兄弟姉妹が被相続人よりも前に亡くなっている場合に、その兄弟姉妹に代わって相続人となります(異父母の兄弟姉妹を含む)。 |
| 代襲相続 |              | 本来相続人となる被相続人の子または兄弟姉妹がすでに亡くなっていた場合等に、その人に代わって相続することをいいます。                                                |